イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

G_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0304

G_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0012

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012

G_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00108

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

$G_{元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00064

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00067

H_n　都市生活環境整備特別対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

I_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

G_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.027

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

G_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

G_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0012

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012

G_{29}　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0012

イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012

G_{30}　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00108

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00099

H_n　都市生活環境整備特別対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

I_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.002

I_{12}　ア　平成 12 年度市場公募都市に係るもの　0.016